

## ○匝瑳市固定資産評価審査委員会条例

平成 18 年 1 月 23 日

条例第 23 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 436 条第 1 項の規定に基づき、匝瑳市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによってその職務を行う。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

5 委員長の任期は、委員の任期による。ただし、任期中においても委員会の許可を得て辞職することができる。

(書記)

第 3 条 委員会に書記 1 人を置く。

2 書記は、市の職員（匝瑳市固定資産評価補助員を除く。）のうちから市長の同意を得て委員長が任命する。

3 書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。

(審査の申出)

第 4 条 法第 432 条第 1 項の規定による審査の申出は、審査申出書正副 2 通を委員会に提出してしなければならない。

2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 審査の申出に係る処分の内容
- (3) 審査の申出の趣旨及び理由
- (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨
- (5) 審査の申出の年月日

3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。

5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失った場合は、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（審査申出書の受理及び却下）

第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに、その記載事項、提出期限その他の事項について調査をしなければならない。

2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。

3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書の記載事項に不備がある場合においては、5日以内の期限を定めて審査申出人にその不備を補正させなければならない。

4 委員会は、審査申出書を受理した場合においては、その旨を市長に、却下した場合においては、その旨を審査申出人に、それぞれ文書をもって通知しなければならない。

(書面審理)

第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定める期間内にこれを提出しなければならない。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。

2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 意見の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(口頭審理)

第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。

4 委員会は、関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言に代えて、口述書の提出を許すことができる。

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 提出者の住所及び氏名
- (2) 提出の年月日
- (3) 証言すべき事項

6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 審理の場所及び年月日
- (3) 出席した関係者の住所及び氏名
- (4) 審理の要領
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項  
(実地調査)

第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 調査の場所及び年月日
- (3) 調査の結果
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項  
(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示

- (2) 会議の場所及び年月日
- (3) 会議の要領
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項  
(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

2 法第433条第12項に規定する通知は、前項の決定書に基づき決定通知書正副2通を作成し、審査申出人に対してはその正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

(審査の秩序維持)

第12条 委員会は、審査の進行を妨げる者に対し退席を求めることができる。

(関係者に対する費用の弁償)

第13条 法第433条第7項の規定によって、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対する実費弁償の支給については、匝瑳市証人等に対する実費弁償等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第40号）の例による。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年八日市場市条例第28号）又は固定資産評価審査委員会

条例（昭和33年野栄町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月24日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

8 前項の規定による改正後の匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。